

十四 初期利子

に
お
い
て
取
得
す
る
者
が
非
居
住
者
又
は
外
国
法
人
で
あ
る
場
合
に
は、前記(一)の算式により算出し
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額を控除
することができる。
平成二十一年九月二十日を
期とし、次の算式により算出
た金額を支払う。ただし、支
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎
年
三
月
二
十
日
及
び
九
月
二
十
日
を
支
払
期
と
し、
各
支
払
期
に
お
い
て、
そ
の
日
以
前
六
月
間
に
属
す
る

十六 償還期限

平
成
二
十
一
年
三
月
二
十
日

十七 償還金額

平
成
二
十
一
年
三
月
二
十
日

十八 元金支額

日
本
銀
行
額
面
金
額
百
円
に
つ
き
百
円

十九 払入札参加

財
務
大
臣
か
ら
通
知
を
受
け
た
者

二十 払込期日

平
成
二
十
一
年
八
月
十
一
日